

## 報告第 3 号

### 専決処分の報告について

町所有車両による対物事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 専決第 1 号

### 対物事故に係る損害賠償の額の決定について

町所有車両による対物事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 1 月 2 4 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 処分理由

平成28年12月16日に発生した、町所有車両による対物事故に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により専決処分するものである。

別紙

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者 (乙)

2 事故の概要

平成28年12月16日、午前8時30分頃、おいらせ町立蛇において、町職員の運転するおいらせ町(甲)所有車両が、凍結路面にてスリップし、(乙)所有の自宅フェンスに衝突し、フェンスの一部を損壊させたもの。

3 損害賠償額

金 106,920円

内訳 所有物損害に対する賠償の金額 106,920円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金106,920円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。